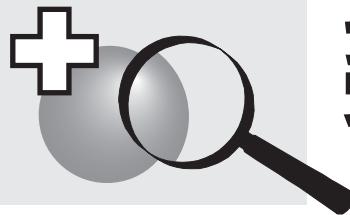


品質・  
安全対策



Contract Laboratory for Food Safety Inspection Service

# 食品安全性確保のための 受託検査サービス

編集部

ここ数年の食品安全に関する事故の増加と規制の強化に対応して、安全性の検査項目は拡大の一途をたどっている。加えて、一昨年の原発事故を機に、食の安全性検査に新たに放射能検査が加わり、厳しい規制値への対応も必要となり、安全証明が求められている。食品の安全性を確保するための砦となるのが検査で、増える安全性項目に精度と効率を考えた検査が必要となっている。本稿では、食品メーカーが効率よく外部の検査機関を利用するための情報として、民間の受託検査機関各社のサービスについてみていく。

## 最近の食品衛生法違反事例と モニタリング検査体制の強化

この1年は腸管出血性大腸菌や食物アレルゲン混入での死亡事故が社会の注目を集める中で、報道でとりあげられるような残留農薬やカビ毒などによる事故・事件は発生していない。とはいえ、残留農薬やカビ毒など食品衛生法に

定められた基準値超過による積み戻しや回収がなくなったわけではなく、モニタリング検査や自主検査で未然に危害が防がれることができたためだ。

残留農薬の最近の事件では、昨年末に中国産ウーロン茶で基準値オーバーが自主検査で見つかり、製品回収が相次いだ。発端はウーロン茶葉を輸入した企業の自主検査で、茶葉での基準

値が0.002ppmとされているフィルプロニルと、日本では茶葉で登録されていないため0.01ppmの一律基準が適用されたインドキサカルブが基準値を超えて検出されたためだ。

これらの農薬はこれまで茶葉輸入時、検疫所で行うモニタリングの対象となっていたが、一社の自主回収で基準値オーバーが明らかになり、他